**「八代市トップアスリート育成事業」**

**八代市強化指定選手育成事業実施要領**

　　平成30年4月 1 日

NPO法人八代市体育協会

１．目的

オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍できる本市出身選手の輩出を目指し、各関係団体から推薦された将来性を有する競技者の中から、八代市強化指定選手（以下「指定選手」という。）を選考し、選手の育成強化及び監督・コーチ等の資質や指導力の向上を図り、更なる選手の競技力向上及び支援活動の推進を目的とする。

２．事業主体

　（１）NPO法人八代市体育協会

３．事業内容

　（１）指定選手の選考に関すること

　（２）指定選手及び監督・コーチ等に対する次の育成プログラムに関すること

①フィジカル・メンタルの能力開発

②スポーツに必要な栄養学の習得

③指定選手の体力測定・血液検査

④監督・コーチ等の資質や指導力向上

⑤NPO法人八代市体育協会が必要と認めたプログラム

⑥大会参加及び遠征合宿等の助成に関すること

※上記の①～⑥の事項は、講義と演習を組み合わせた内容で、指定選手及び監督・コーチ等に実施する。ただし、内容については毎年見直しするものとする。

４．対象となる選手

　（１）本事業の対象となる選手は、以下の条件を全て満たす者であること。

①市内の中学校・高等学校に通学又は、市内の小学校・中学校を卒業し、市外の中学校・高等学校に通学する者。

②中学生・高校生又は高等専門学校の第１学年から第３学年までの者。

③日本国籍を有する者。

④原則として、ＮＰＯ法人八代市体育協会が実施する育成プログラムに参加できる者。ただし、ＮＰＯ法人八代市体育協会が育成プログラムに参加できないと認めた場合はこの限りではない。

５．対象となる競技種目

（１）オリンピック・パラリンピック正式競技種目。

（２）NPO法人八代市体育協会に加盟する競技団体２６競技種目のうち国際大会がある競技種目。

６．候補選手の推薦

（１）NPO法人八代市体育協会の加盟競技団体より推薦する。

（２）NPO法人八代市体育協会の加盟競技団体以外の選手は所属する団体等より推薦する。

　（３）特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国大会レベルの選抜選手）については、本要領の対象となる競技種目を問わず、NPO法人八代市体育協会が別に推薦する。

７．候補選手の推薦期間

　（１）候補選手の推薦期間は選手選考委員会の３週間前までとする。

８．候補選手の推薦基準（基準日は候補選手の推薦期間の終了の日とする）

　　候補選手の推薦基準は、次の（１）から（４）のいずれかに該当する者とする

（１）過去2ヵ年度及び当該年度において、次の競技団体が主催する全国大会以上（熊本県大会又は九州大会等の選考会、予選会等を経て対象大会に出場する大会）の競技大会に出場した者（団体を含む）。

1. 公益財団法人日本スポーツ協会
2. 公益財団法人日本スポーツ協会の中央競技団体
3. 公益財団法人日本中学校体育連盟
4. 公益財団法人全国高等学校体育連盟
5. 公益財団法人日本オリンピック委員会
6. 日本パラリンピック委員会
7. 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

（２）熊本県の２０２０東京オリンピック育成指定選手に指定された者。

（３）熊本県の２０２０東京パラリンピック育成指定選手に指定された者。

（４）過去2ヵ年度及び当該年度において、特に競技成績が優れている者（国際大会出場・全国大会レベルの選手）。

９． 指定選手の選考

（１）指定選手の選考については、八代市強化指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、概ね２０名程度（熊本県の２０２０東京オリンピック・パラリンピック育成指定選手を含む。）の指定選手を選考する。ただし、指定選手の人数は毎年見直しするものとする。

10．指定選手の決定

（１）指定選手の選考については、選考委員会において選考されたものを、NPO法人八代市体育協会会長が決定する。

　（２）指定期間は、当該年度の３月３１日までとし、次年度以降の選考については、当該年度の成績等から選考委員会にて判断する。